

令和 6 年

第 9 回

富里市農業委員会議事録

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第9回）

日 時 令和6年9月6日（金）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 4 議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
 - 5 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
 - 6 報告第1号 農地法第4条の規定による届出について
 - 7 報告第2号 農地法18条第6項の規定による通知について

農業委員

出席（8名）

1 番	関	利	之	2 番	田	口	榮	一	
3 番	秋	元	和	子	4 番	森	田	孝	子
5 番	伊	井	義	則	6 番	塩	澤	英	一
7 番	津	田	博	明	8 番	相	川	克	義

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和6年第9回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午前9時53分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

塩澤 英一 君、津田 博明 君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1を議題とします。なお、本件については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1と関連がありますので、一括議題といたします。採決は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1と議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1を分割して行います。津田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

津田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1及び議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1と関連がありますので一括して、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は津田です。

本案件は、営農型太陽光発電設備の更新案件です。直近の許可は、令和3年度に許可を受けており、今回の更新についても3年間となります。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地は、御料の宮内機工の南側に位置し、市道に接続しているため進入路は確保されております。農地部分の現況はきれいに耕作されておりました。太陽光発電設備はすでに設置済みであり、追加の工事等はありません。設備は適正に運用されており、一般基準を満たしていると考えます。以上のことから、許可相当であると考えます。

以上、報告を終わります。

議長 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、区分地上権設定1について採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 長 次に、一時転用を伴う賃貸借権設定1について採決します。本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 長 なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1について、千葉県知事による許可、不許可と調整して、仮に不許可となった場合には、議題第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し、交付することとします。

議長 長 次に、区分地上権設定2を議題とします。なお、本件については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1と関連がありますので、一括議題といたします。採決は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定2と議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1を分割して行います。塩澤委員の審査並びに調

査の結果について説明を求めます。

塩澤委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定2及び議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1と関連がありますので一括して、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は塩澤です。

本案件は、営農型太陽光発電設備の更新案件となります。土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地は、ミニストップ富里根本名店から大和ニュータウンに向かい、ニュータウン中央にある駐車場脇に位置しています。現況は、以前より設置されている太陽光設備と柵が作付けされておりました。進入路は、市道に接続しており確保され、第三者の権利もありません。太陽光発電設備はすでに設置済みであり、追加の工事等はありません。設備は適正に運用されており、管理業者についても他の場所で実績もあり、おおむね問題なく継続運営され则认为ます。以上のことから、許可相当であると认为ます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、区分地上権設定2について採決します。本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、一時転用を伴う使用貸借権設定1について採決します。本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長　なお、議案第1号　農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定2については、議案第2号　農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定1について、千葉県知事による許可、不許可と調整して、仮に不許可となった場合には、議題第1号　農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定2を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し、交付することとします。

議長　次に、所有権移転1を議題とします。本件につきましては、富里市農業委員会会議規則第11条の規定により、津田委員の退席をお願いします。

議長　しばらく休憩します。

（午前10時02分）

議長　再開します。

（午前10時03分）

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員　議案第1号　農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は、伊井です。

申請概要は議案記載のとおりです。申請理由として、権利者は経営規模拡大をするものです。義務者は経営規模縮小です。申請地の位置は、七栄の源田商店から南七栄ニュータウンに向かった右折道路を進み約200メートル位に位置します。申請地は農振農用地で周辺は畑地が広がっています。トラクターによりしっかり管理されていて、いつでも作付けできる状態です。隣接地との境界は確定しており進入路も確保されています。第三者の権利はなく、取得後は人参の作付けを予定しています。権利者の経営状況は畑作中心で西瓜、トウモロコシ、人参を作っています。営農状況につきましては、畑11,606平方メートルを耕作し、保有農地はすべて耕作しているとのこと。従事日数や農機具も一式完備し問題ありません。

住所地から申請地までの距離は約200メートルで、徒歩でも5分位の距離のため通作についても容易と認められます。耕作の一切を第三者に委託する予定もなし。

以上のことから効率的に利用され则认为します。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

所有権移転1につきしては、議事が終了しましたので津田委員の入室を許可します。

議 長 しばらく休憩します。

(午前10時06分)

議 長 再開します。

(午前10時06分)

議 長 次に、所有権移転2を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転2について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は伊井です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。申請内容は、権利者は経営規模拡大です。義務者は、父の死去により一旦は相続したが静岡在住であり、耕作ができないことから親族に移転するとのことでした。

申請地は、市役所から両国方面に向かい太産工業脇を左に入り、約200メートル進んだ右

側です。周辺は農振農用地で周辺も畑地が広がっています。現況は、トラクターにより整地されていましたが、草が生い茂っていました。市道に隣接しており、境界、進入路は確保されています。第三者の権利はありません。取得後は人参を作付け予定です。経営状況につきましては、畑作が主で人参、カボチャ、落花生を作付けし、水稻も耕作しており、保有農地はすべて耕作しているとのことです。世帯員2人で専業従事者2人です。機械類も一式所有しており、住所地から申請地までは車で5分位です。以上のことから効率的に利用されると思います。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

関 委員 はい、議長。

議 長 関 委員。

関 委員 参考資料の公図を見ると、未登記と思われる道路があるように見られますがどうですか、確認をお願いします。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、議長。公図上途切れており、道路として別ページに存在しております。次回から全体が見えるよう、わかりやすい地図に努めさせていただきます。

議 長 よろしいですか。

関 委員 はい。

議 長 その他、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、賃貸借権設定1 第6回総会保留案件を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

森田委員。

森田委員 はい、議長。

継続審査案件についての報告を行います。担当委員は森田です。本案件は第6回農業委員会総会において、8月までとした保留案件になります。8月23日までの保留としている件について、該当する市町から事務局に報告があったか確認したいと思います。

議長 事務局どうですか。

事務局 はい、議長。睦沢町、八街市については、草刈りをした旨の報告がありました。

大網白里市については報告が無かったため、こちらから確認したところ、草刈りは行っており、ブルーベリーの苗木が植えられていたとの事でした。なお、当市においては、同社が農地法第3条の許可を受けた七栄農地の草刈り予告はありましたが、完了の報告はありませんでした。8月26日に現地を確認したところ、草刈りはしてあり、パネル直下はロータリー掛けが行われていたのを確認しております。また、農地法第5条の許可に係る印旛農業事務所の担当者が、8月29日に当該農地の確認に来ており、その際には一部耕作を開始した事は認めるが、全体を耕作していないため、現状を営農と呼ぶかについては、営農ではないとの意見がありました。以上です。

議長 森田委員。

森田委員 ありがとうございます。次に、前回の審査会において、現地調査を行った委員にも確認したいと思います。七栄の許可地は耕作していたでしょうか。

議長 伊井委員どうでしたか。

伊井委員 ロータリー掛けはしていましたが、ほとんどは手付かずで雑草が生い茂っていました。

議長 森田委員。

森田委員 ありがとうございます。塩澤委員にも確認したいと思います。

議長 塩澤委員。

塩澤委員 伊井委員と同じです。

議長 森田委員。

森田委員 ありがとうございます。事務局、現地確認委員の報告の内容から、草刈りはしている、耕作の準備又は耕作している市町があるということです。富里市における全部効率利用要件は、消極的ではありますが、条件を満たしつつあると考えます。しかしながら、印旛農業事務所の見解が一部耕作を開始した事は認めるが、全体を耕作していないため、現状は営農ではないとの意見がありました。以上のことから七栄営農型太陽光発電設備の許可

期間である、令和6年9月27日まで保留を延長。ララキノコに対しては、一部耕作を開始した事は認めるが、全体を耕作していない状況のため、今後も営農を続け全体を耕作する事を前提理由に保留とする。この際には、事務局から特に令和6年4月から変更された下部農地の耕作についてをしっかりとララキノコへ説明し、その後、全体を耕作した旨の連絡をしてもらう。但し、期日までに営農を再開できなかった場合は、今回の総会で取下げ指導又は、不許可として取り扱う。以上について提案したいと思いますので、議論をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 しばらく休憩します。

(午前10時20分)

議 長 再開します。

(午前10時54分)

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

田口委員 はい。

議 長 田口委員。

田口委員 はい、議長。私は審査会時の聞き取り調査で、ララキノコの社長と直接話しております。聞き取り調査の際には、営農についてしっかり指導しましたが、期間があったにも関わらず、草刈りを開始しただけということですので、森田委員から提案のあった取下げ指導とする案を推薦します。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

田口委員より、意見がありました本案については、取下げ指導の採決をすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

これより、本案を採決します。

本案を取下げ指導とすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は取下げ指導とすることに決定しました。なお、耕作状況により、農地法第5条の許可に係る印旛農業事務所の担当者との協議で、許可の見込みもあることから引き続き調整することとします。

議長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定2を議題とします。津田委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

津田委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う使用貸借権設定2について、書類審査及び現地調査の結果を報告いたします。

担当は津田です。

本案件は、営農型太陽光発電設備の更新案件です。直近の許可は、令和3年度に許可を受けており、今回の更新についても3年間となります。土地の表示等の概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は同一人物です。義務者が所有する農地を権利者である法人が太陽光発電設備として利用するため、農地法第4条ではなく、第5条の申請となっています。なお、本件における区分地上権は同一人物のため、申請はありません。申請地は、富里第二工業団地の南側に位置し、市道に接続しているため進入路は確保されております。農地部分の現況はきれいに耕作されておりました。太陽光発電設備はすでに設置済みであり、追加の工事等はありません。設備は適正に運用されており、一般基準を満たしていると考えます。以上のことから、許可相当であると考えます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより、一時転用を伴う使用貸借権設定2について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第３号

議 長 日程第４ 議案第３号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい、議長。

議案第３号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、御説明いたします。この証明願いは、生産緑地に係る農業の主たる従業者が死亡や故障したことにより、市長にその生産緑地の買取りの申出をする場合に必要になります。この証明に関しましては、生産緑地法第10条に規定する「農業の主たる従業者」に該当するか否かについて、調査することとなっております。

内容は議案記載のとおりです。土地所有者は令和５年10月29日に死亡しており、買取り申出の事由は、農業に従事することを不可能にさせる死亡という事象が、生じたためになります。

説明については以上になります。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認と決定しました。

◎議案第４号

議 長 日程第５ 議案第４号 農業地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい、議長。

議案第４号 農業地利用集積計画の決定について御説明いたします。本案件につきまして

は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、8月23日付にて、富里市長より農業委員会に対して農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。内容につきましては、次第の11ページの、3年新規で、畑3筆、2,001平方メートルです。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた同法による改正前の各要件を満たしていないものと思われます。

議長 しばらく休憩します。

(午前11時05分)

議長 再開します。

(午前11時10分)

議長 事務局。

事務局 はい、議長。利用権設定を受ける方の補足説明をさせていただきます。この借受け者について、以前に申請を受けた農地法第3条の許可地が現在も耕作されておらず、当時の委員から出た意見として、従事日数や全部耕作要件に該当するとは認められないのではないかなどの意見がありました。また、現在も毎年、草刈りの苦情を多数回受け付けている状況であることを補足します。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

挙手なしです。

よって、本案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ及びロの規定に合致しないと決定しました。

以上で審議案件は終了いたしました。

◎報告第1号

議長 次に、報告案件に移ります。日程第6 報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用届出について、事務局の報告を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第1号 農地法第4条の規定による農地転用の届出について、御報告いたします。

次第の12ページに1件ございます。内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告第1号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

◎報告第2号

議長 次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の報告を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御報告いたします。

次第の13ページに1件ございます。内容につきましては記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告第2号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

◎閉 会

議長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午前11時17分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員